

經濟論叢

第九十八卷 第四號

現段階の粉飾決算の性格	野村秀和	1
社会経済的マーケティングの形成(3).....	橋本勲	19
インフレ利益と秘密積立金	中居文治	36
価値の生産価格への転形と費用価格	松石勝彦	61

昭和四十一年十月

京都大學經濟學會

現段階の粉飾決算の性格

野村秀和

I

周知のとおり、粉飾決算の問題はわが国における最近の不況・倒産旋風のなかで、とくにクローズアップされた問題の1つである。なかには、粉飾決算が倒産を惹起した原因であるかのようにいう見解さえも見うけられる。しかも、粉飾決算問題をやかましくいうことにより、それが労働者に対する「合理化」の促進すなわち資本の側からの労働者階級への攻撃として、また、それは資本の支配系列の強化や再編成の手段として、例えばトップマネジメントの更迭の理由とされ、独占による資本系列化の人的結合の強化手段等として、運用されている。これらは、あるばあいには、いわゆる「計画倒産」という形態で、他のばあいには、会社更生法の適用として、さまざまな形ですすめられているのである。

他方、こうした事態の解決策として、会計監査制度の改善が提起され、これにより全てがうまく解決されると言わんばかりの意見も出されるなど、いずれにしる、粉飾決算問題は、最近の紙上をにぎわせている問題の1つであることは疑いない。

ところで、かかる粉飾決算すなわち「問題とされているところの粉飾決算」は、いずれもすべて利益の過大表示に限られているという特徴をもっている。換言すれば、実際に利益がないにもかかわらず、あるかのごとくみせかけているのがこの特徴である。

卒直に言って、このような粉飾のあり方が現段階の主要な側面であるといえるのかどうかはとくに吟味が必要であろう。何故なら、主要独占体が現段階において追求している内容は、利益の過大表示というよりもむしろ利益の過少表

示による内部蓄積の強化にあるのではないかとみられるからである。すなわち不況局面を最大限に利用して「合理化」をすすめて、独占体による再編成を仕上げるために、独占体はその内部蓄積を強めることはあっても、利益の過大計上を必要とするものではない。むしろ結論は逆になるのではないかと想定されるのである。

もちろん、今回の不況は部分的には大企業をもまぎ込むほど深刻な事態を示しているものの、基本的な性格は依然として、まさにかかる危機の深化をも自らの力の蓄積と強化のために、主要独占体を利用し運用している点に求められるべきであろう。そしてその1つの現象として、いわゆる「粉飾決算の意識的誇大宣伝」が登場するのであり、そしてそれは「意識的誇大宣伝」により、一定の効果を十分に期待して登場してきていると言わなければならない。

問題の解明に立ち入る前に、粉飾決算がやかましく問題とされた背景について、若干の資料により、その特徴点を明らかにしておこう。

それは一口にいて「自由化」の体制として特徴づけられるが、開放体制が本格化する昭和38年以後は、それ以前の「神武・岩戸」の景気にくらべ、過剰生産による不況（恐慌）は、「おそらく戦後はじめて経験する最も深刻なもの

第1表 倒産状況

	倒産件数	負債総額(億)	主な倒産企業 単 位 : 億 ()内は負債額	1億円以上の負債件数
38年合計	1,738	1,694.6	山口自転車(80), 日本製紙(70)	
39年合計	4,112	4,631.2		
上期	1,620	1,853.1	東京発動機(70)	391
下期	2,492	2,777.3	柴田ゴム(60), サンウェーブ(170), 日本特殊鋼(200)	566
40年11月まで	5,530	5,134.6		
上期	2,990	3,079.5	田中電機(103), 伴野通商(70), 山陽特殊鋼(500)	557
7月～11月	2,540	2,055.1	桑正(160)	430

加藤誠一、中小企業の倒産と近代化政策、東京商工興信所調べ、「経済セミナー」1966年2月号、47ページより作成。

といえるであろう」¹⁾といわざるをえないほど深刻なものであった。

倒産状況については、第1表から明らかなように、昭和38年にくらべて、昭和39年、同40年の異常な高件数および負債総額の巨額であることが理解できよう。これは不況旋風の強さが戦後最大といわれる内容を、倒産の面で示しているのである。

第2表は、合併・営業譲受の件数を示すものである。資本の集中を示すこの指標は、やはり、昭和38年をピークに、それ以後の高水準の集中状況を、それ以前の時期に比較して顕著に示している。とくに資本金の大きい部分についてこの傾向が強いことに注目すべきであろう。

第2表 合併・営業譲受の状況 (件数) (各欄左が合併、右が譲受)

年 度	34		35		36		37		38		39		40	
資本金														
50万円未満	3	2	2	0	2	1	6	0	0	0	3	1		
100 "	9	2	8	2	6	2	9	3	11	3	5	1		
500 "	149	31	144	29	147	36	146	48	188	59	182	31		
1000 "	95	22	100	19	125	36	131	30	187	27	160	30		
5000 "	94	21	94	35	176	34	221	49	320	58	313	63		
1億円未満	18	11	33	15	63	13	72	16	115	22	67	21		
5 "	30	24	41	21	45	29	91	29	116	32	90	25		
10 "	7	11	8	7	9	2	10	5	15	5	14	9		
50 "	8	15	9	16	13	8	23	11	28	14	17	14		
100 "	0	0	0	0	3	1	3	1	5	1	4	0		
100億円以上	0	0	1	0	2	0	3	1	12	2	9	0		
計	413	139	440	144	591	162	715	193	997	223	864	195		
(1億円以上)	(63)	(61)	(92)	(59)	(135)	(53)	(202)	(63)	(291)	(76)	(201)	(69)		

上半期で
474件
〔東洋経済〕
'66新年増大号
No. 3262
p.150

「公正取引委員会年次報告」昭和40年版、20-21ページより作成。

1) 三菱経済研究所「企業経営の分析」解説篇、昭和40年下期版、1ページ。

このような事実から、すでに述べてきたとおり、粉飾決算が問題として登場してきたのは、まぎれもなく、戦後最大の不況の中で、倒産の著しい増大と企業合併の集中の時期、すなわち、資本の再編成の時期に登場してきたといつてよいであろう。

II

本稿での問題意識は、昨年12月8日の毎日新聞（大阪）夕刊の記事が契機といえる。毎日夕刊によれば、粉飾決算の疑いという大見出しで、「東海銀行」の事例が記事とされ、その内容は、今まで問題とされてきた利益の過大計上ではなく、税金の過少申告すなわち課税所得の過少計上として問題とされていたのである。筆者の知りうるところでは、この一例は、利益の過少計上として問題とされたごく僅かな事例の1つであろうと思われる。この事例が、筆者には、現象的には数すくない事例ではあるが、しかし、これは氷山の一角である。すなわち、主要独占体にとっては利益の過少計上が現在もなおその粉飾の基本的内容をなすにちがいないという疑いをますます強くしたのである。そしてこのような疑問は、当然のことながら、多く現象するいわゆる粉飾決算は、どちらかといえばむしろ主要なものではないという仮定に導くのである。

したがって、現段階における粉飾決算は、主要独占体においては利益の過少表示にその特徴があり、利益の過大表示という粉飾問題は独占体による利益の過少表示の粉飾に目を向けさせないための、そして単にそればかりではなく、不況感をいっそうあおり立て、経営者の責任論を踏み台にして、「合理化」そしてその犠牲の労働者への転化、さらには資本の集中と企業の系列支配の強化など、さまざまなねらいが秘められているのではないかという問題意識に到達したのである。

このような問題意識からの当然の帰結として、分析の主題は主要独占体の公表する財務資料に集中される。そしてその枠内においても利益の過少表示の事実が実証されることを示すであろう。そのばあい、かかる実証におけるいくつ

かの限定条件や理論上の諸問題についても、説明の必要なことはいうまでもない。

ところで、資料として用いる財務諸表の数字は、一般的にいつて公表効果を考慮して公表されるものといえる。その意味では、常に企業は公表することによって得られる効果ないしその目的を十分に意識して財務諸表を公表していると考えなければならない。しかも、財務諸表の上で公表される利益は、まさにかかる公表効果を予定した性格のものであり、その計算は、企業会計制度や商法あるいは税法といった、そのそれぞれの計算方法が必ずしも同一とはいえないところの、それぞれの制度的計算を適用して作成され確定されるのである。

したがって、このような企業会計上の利益は、経済学でいう実体的な企業利潤とは次元を異にするもので、いわば、「企業会計制度による計算」という媒介を経由して形成されてきた利益概念なのである。この意味では、実体としての利益と会計上公表される利益とは同一のものということとはできない。

われわれが問題とする資料は、いうまでもなく、公表された企業会計上のすなわち財務諸表上の数字であり、したがって、その範囲内で問題を取り扱うことになる。

以上に述べてきた問題の限定と共に、この際、粉飾という用語の概念を明らかにしておくことはこれからの展開において必要なことと思われる。

会計上の粉飾には次に示すように2つの異なった概念を与えることが可能である。いずれのばあいにも、粉飾とは、ある基準に対して公表された数字がその基準に合致しないことをいうのであるが、問題はこの基準の内容にあるのである。

第1の概念　合法的、制度的会計学上の利益を基準とするもの、このばあいの粉飾は経理操作、隠蔽、不正等を内容とする恣意的粉飾である。

第2の概念　経済学上での実体的な利益を基準とするもの、このばあいの粉飾は会計制度や法規定そのものに粉飾性を認めるものである。

前記2つの概念のうち、一般に問題とされるのは第1の概念であるが、独占

体などにとって基本的に重要なのは第2の概念であり、私の粉飾に対する考え方はこの第2の概念に立ってのものであることは当然のことである。

企業会計制度や税法そして商法といった法律制度は、その形成過程からみても本来的に独占体の要求を代弁するものであり、またもし不十分な点があれば、直ちにまたは、結局改訂されていくものであることは周知のことであろう。そして、かかる制度は基本的に利益の過少表示を内容とする粉飾性を有するのであって、その典型的なあらわれは、企業会計原則の「保守主義の原則」²⁾である。

経済の「高度成長政策」が採用された時期以後において、資本の側から積極的に提起された企業会計制度の改訂要求は、経団連や関経連によってなされた要求で総括すると以下ようになる³⁾。

- (1) 独禁法の改正、資本の集中や支配がより強化されることが自由化をひかえて重要である。
- (2) 税制改正、企業減税を優先し効果的に行え。
- (3) 固定資産の耐用年数の短縮、減価償却については弾力的解釈で行え。
- (4) 引当金・準備金の特別措置を恒久化する立法を行うこと。
- (5) 引当金・準備金の範囲の拡大とその限度額、取崩し額、繰入額を自由にせよ。
- (6) すべて健全な会計慣行に任すこと。

これらの提案は、その基本的部分が政府の立法処理として生かされているこ

- 2) 企業会計原則の一般原則の6「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性ある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない」。これの具体的な内容は、一言でいうと予想の利益は計上せず、予想の損失は計上するということで、利益の過少表示をもたらすのである。
- 3) 経団連によってなされた意見は以下のものがある。すべて「経団連月報」掲載。自由化に対する意見、昭35. 4. 19; 池田内閣の新政策に対する要望、昭35. 8. 24; 自己資本充実のための税制改正に関する意見、昭35. 9. 13; 商法計算規定改正要綱草案に対する意見、昭35. 11. 7; 耐用年数の改訂と当会の活動について、昭36. 4. 27; 税法整備に関する意見、昭40. 1. 21; 税務改善に関する意見、昭41. 1. 31。

次に関経連によって行われた提案を若干示しておこう。「経済人」に掲載。退職給与引当金制度改正に関する意見、昭34. 12. 7; 企業資本充実に関する意見、昭35. 3. 21; 租税特別措置に関する諸意見、昭35. 7. 26; 商法中株式会社の計算規定改正に関する意見、昭35. 10. 24; 企業減税に関する意見、昭和40. 11. 8。

とは、その後の固定資産の耐用年数の短縮⁴⁾、法人税率の引下げ⁵⁾、特定引当金の設定⁶⁾等の事実から十分に確認できることである。

このような事実からして、分析は、利益の過少表示を本来的に指向するところの企業会計制度や法律規定の粉飾性を独占体がいかに運用したか、とくに不況期のなかで一方では倒産を契機として、いわゆる第1の概念での粉飾が展開している時期に、独占体が個々の企業の公表資料のなかで、かかる制度的粉飾性をどの程度まで利用し、活用し、運用しているか、に向けられるのである。そして、同時に生じている第1の粉飾と第2の粉飾とが実は相互に密接な関係を有するものであり、これが、からみ合っていることが追求されることにより、現段階での粉飾決算問題はその全体の構造が明らかにされたと言いうるであろう。

III

利益の過少表示の目的をみる前に、企業の倒産がいわゆる利益の過大表示による粉飾決算に基くものでないという明白な事実を確認しておかなければならない。

現段階における倒産は自由化と過剰生産のなかで必然的に発生してきたものであり、それはまた、独占体により意識的に促進されているのである。倒産や合併をテコにして資本の支配や再編成が強化されているのは繰り返し述べる必要もない事実である。そして、かかる独占体の攻撃の一方法として、粉飾決算問題を登場させ、活用していることはすでに述べた。

ところで、このような第1の概念に属する粉飾問題をもち出し、その裏で利

4) 昭和36年および39年の改正で短縮された。

5) 昭和39年度までは、課税所得200万以上は38%、200万以下は33%であったが、40年度には、300万以上は37%、300万以下は31%に、さらに41年度には300万以上もしくは資本金1億円以上には35%、300万以下には28%と法人税率は引下げられている。しかし特定の独占体に対しては、むしろ租税特別措置法により免税が行われており、これは、毎年のようにそしてさまざまな形で実施されている。しかし、このような部分的な対策ではなく、法人税率そのものの引下げも実施されたのである。

6) 昭和38年商法改正により導入。

益の過少表示という制度上の粉飾を運用する独占体は、これにより、何を目的としているのであろうか。

利益の過少表示の目的は次の6項目にまとめることができよう⁷⁾。

1. 脱税もしくは免税、減税
2. 「合理化」対策——労賃抑制、首切、下請へのしわよせ
3. 配当制限と平準化
4. 競争力、支配力の強化
5. 料金ないし価格の値上げ資料
6. 財産横領

次に、このような目的を実現させるための利益の過少表示の方法であるが、それは以下のような3項目に総括しうるであろう。

1. 資産評価の過少したがって費用の過大化を伴う。これは主として過大な減価償却として把握されるが、売掛債権に対する貸倒計上としても生ずる。
2. 準備金・引当金の過大設定。これは負債性引当金、特定引当金の設定や税法上の準備金の設定が合法的に利益を過少にするのである。
3. 経費への利益処分項目の算入したがって経費の増大。これは交際費、広告費などの形態で本来利益たるものが費用のなかに入り、利益を過少にするのである。

したがって、以上の諸点からして、次に分析する公表資料は、(1) 減価償却の増大傾向したがって減価償却率の上昇傾向、(2) 引当金の設定額の増大傾向、(3) 経費の増大傾向、の3点に焦点を合わせて検討されるであろう。

7) 利益の過少表示の目的について、若干の論者の見解を示しておこう。

河井信太郎「会計上の粉飾と法律上の責任」5ページ、(1)法人税の遡脱を行う場合、(2)秘密積立金または秘密財産設定の場合、(3)会社財産領得の準備行為として必要がある場合、(4)企業の財政的基礎を鞏固にする手段として必要である場合、(5)利益配当の平均化をはかる必要がある場合、(6)会社乗取り防止の手段として防戦買を行なうための資金調達する必要がある場合。坂本藤良、ビジネス・インカムの表示における不正の問題、「経理知識」第4巻3・4合併号、昭和30年1月、33ページ、(1)合法的脱税、(2)労賃抑制、(3)人員整理、(4)利潤分配制限、(5)配当制限、(6)利潤の平準化、(7)他企業の競争予防、(8)資産の隠匿費消、(9)誤謬不正の弥縫。門脇立郎、利潤の過大表示と過少表示、「税経セミナー」1966年2月号、12ページ、(1)税務対策、(2)秘密財産設定による企業基礎の強化、(3)労務対策——下請への圧力、(4)料金値上。

IV

公表資料による分析は、まず全体の趨勢分析から行い、大まかな結論を確認した上で、個別の独占企業の分析に入る。

全体の趨勢分析の対象には、全産業と製造業が選定される。

最初の吟味項目は減価償却である。第3表で明らかなように、減価償却率の上昇傾向は明瞭に読みとることができるであろう。第4表は、不況・倒産の問題の時期すなわち粉飾決算問題が登場してきた時期の減価償却累計率を示す。減価償却率の上昇傾向が認められるのであるから、減価償却累計率も増大傾向を示すのは当然の帰結であろう。

第3表 減価償却率

	全産業	製造業
昭和32年	8.7%	9.2%
33	8.4	9.3
34	8.4	10.6
35	8.9	9.2
36	9.3	10.1
37	9.8	10.5
38	9.9	10.5
39	11.0	12.0

第4表 減価償却累計率

	全産業	製造業
38 上	35.87%	40.25%
下	36.65	41.25
39 上	38.12	43.02
下	39.53	44.30
40 上	40.81	45.41

三菱経済研究所「企業経営の分析」解説篇、昭和41年上期版、28ページ。

「第16回 日本統計年鑑」総理府統計局編、昭和40年、319ページ。

次に、引当金の項目と経費（販売費・一般管理費）の項目の吟味に入る。第5表によれば、売上高の増加にくらべて引当金の増加は、相対的に大きいということが確認できるであろう。経費についていうならば、全産業ではそれほど顕著とはいえないが、製造業では明瞭に売上高の増加傾向よりも経費の増加傾向が上廻っていることを示している。この全てを利益処分項目とはいいたいが、しかし、利益処分項目の算入の可能性は十分に認められるというべきであろう。

第5表 負債性引当金と経費

単位：100万円

	全 産 業				
	短期引当金	長期引当金	売 上 高	売 上 原 価	販 売 費 ・ 一 般 管 理 費
昭和38年上 650社	153,251	369,835	9,757,179	8,209,645	882,832
下 650 "	159,711	440,197	10,938,266	9,201,206	978,070
" 39 上 640 "	186,600	513,312	11,709,231	9,870,430	1,073,023
下 632 "	194,717	551,770	12,377,712	10,495,427	1,113,509
" 40 上 632 "	204,681	610,086	12,678,193	10,776,079	1,157,521

%

昭和38年上	100	100	100	100	100
下	104	119	113	112	111
" 39 上	122	139	120	120	122
下	127	149	127	128	126
" 40 上	134	165	130	131	131

	製 造 業				
	短期引当金	長期引当金	売 上 高	売 上 原 価	販 売 費 ・ 一 般 管 理 費
昭和38年上 476社	117,264	242,472	4,994,378	3,980,599	553,303
下 476 "	133,817	282,056	5,593,873	4,428,011	629,451
" 39 上 470 "	156,166	313,973	5,975,138	4,751,528	693,285
下 463 "	167,749	338,114	6,294,557	5,043,622	724,967
" 40 上 463 "	173,832	361,069	6,321,527	5,093,521	739,572

%

昭和38年上	100	100	100	100	100
下	114	116	112	111	114
" 39 上	133	129	120	119	125
下	143	139	126	127	131
" 40 上	148	149	127	128	134

三菱経済研究所「企業経営の分析」統計篇、昭和39年下期・40年上期合併号、286、
288-289ページ；同、40年下期、41年上期、174、176-177ページより作成。

以上の趨勢分析の結果、利益の過少表示に用いられる主な方法の3点について、全てそれが積極的に肯定されるという結果が出たことを確認できるであろう。

V

さて、ここでの分析は、先にみた全体の趨勢分析による結論を、個別の独占企業の公表資料で再確認することである。個々の企業の特別な諸条件を考慮しながら分析をすすめたいと思う。

まず最初に、対象として選定した企業の選定理由を述べておく必要がある。一般的に言って、対象としたそれぞれの企業は、その企業の属する産業が現段階のわが国資本主義の再生産構造のなかでもとくに重要な地位にあるとみられるもので、その業界のなかから特徴のある企業を選別した。

具体的には、第1次部門の基幹をなす鉄鋼業、この業界は一般に設備過剰のため業績悪化、減配などが問題とされているがとくに採りあげた。また、エネルギー部門の中心の1つである電力、さらに、とくに成長の著しい自動車製造業、機械産業のなかでも決定的に重要な役割を担っている重電機産業が対象産業である。

次に、これらの産業のなかから個別企業を選定した。その理由と個別企業名は以下のとおりである。

鉄鋼業

八幡製鉄、住友金属工業の2社。

(理由) 八幡製鉄は過当競争の結果この春減配を余儀なくされたが、依然業界の首位としての力を持ち、国家的保護を受けている巨大企業であり、鉄鋼業を選定するばあい、八幡を除くことはできない。住友金属工業は、業界におけるシェアはまだまだ低いが、最近における生産伸び率は業界のなかでも群を抜くものであり⁸⁾、住友系の拠点企業と

40年/30年の生産伸び率

		鉄 鉄	粗 鋼
八 幡 製 鉄	鉄 管 鉄 屑 鋼	4.1倍	3.4倍
住 友 金 属 工 業	鋼 管 鋼 材	3.3	3.3
日 立 産 業	鋼 管 鋼 材	4.2	3.7
川 崎 重 工	鋼 管 鋼 材	11.1	5.5
住 友 金 属 工 業	鋼 管 鋼 材	22.0	7.2
住 友 金 属 工 業	鋼 管 鋼 材	—	7.0

8) 鉄鋼大手6社の昭和30年から40年の10年間における生産拡大伸び率は以下のとおりである。

永井四郎、日本鉄鋼業の国内競争と対外市場、「経済評論」1966年5月号、13ページ。

しても対象とすることが適当とみられる。

電力

関西電力

(理由) 直接的には金融資本の系列下になってはいないが、技術的には三菱系の支配を受けている。電力というエネルギー供給の重要部門であって、今年の納税申告の実質1位(1位は日本銀行で関西電力は2位である)という実績で選定した。

自動車製造

トヨタ自動車

(理由) 業界での生産実績は首位であるが、この業界は自由化の波を直接受けており、最近、日産とプリンスの合併が話題をまいた。トヨタと日産プリンスで2社独占をねらっている。この企業は三井系の拠点企業であるという点からも選定した。

重電機

日立製作所

(理由) 重電部門の首位メーカーであり、資本が巨額であるため相対的に自立的運動をしているが、最近の過剰生産から富士系資本との結合が徐々に強まっているわが国の巨大企業の1つである。

対象とする企業を選定したところで、これから行う公表資料の分析における限界を明らかにしておくことはいずれにしても必要であろう。

対象とした企業は、主要独占体の拠点企業であるとはいえ、個別企業であるということはこちらでもう一度確認しておかなければならない。独占体の内部では、一方では財務的収奪と支配の中心である当該独占体に所属する銀行企業により、他方では原材料確保と販売を担当する商事会社により、コントロールが行われていることは、一般に認められるところであろう。したがって、少なくとも(もちろん、これで十分というのではない)この2つの部門企業を主要生産部門を担当する企業と関連させて分析しなければ、総体としての独占体の性格——

ここでの問題についていえば、公表資料の具体的な公表効果のねらいを分析することは、非常に（場合によれば決定的に）不十分な結果となるにちがいないということである。

さて、これから個別企業の公表資料の分析を行うわけであるが、以上に述べたような限界すなわち対象とする個別企業は独占体の拠点企業にはちがいないが、独占体そのものすなわち独占体の全体ではないのである。この意味で、これからの公表資料分析は、一定の限界の枠内での結論というべきものである。

それではまず、八幡製鉄の公表資料の分析からはじめよう。

第6表により八幡製鉄の資料を表示した。過剰設備からくる鉄鋼業の業績悪化を念頭におきながら、この資料をみると、まず減価償却率は、趨勢的に増加を示していることがわかる（もっとも新しい事業年度では低下を示しているが）。同産業の償却率に比べると若干の低償却であることは、業界首位を占めてはいるものの、他企業の競争力がついてきていることを示すものであろう。

特徴的なことは、売上高の10%以上を占める引当金の設定額が大巾に増大し

第6表 八 幡 製 鉄

単位：1,000千円

事業年度	売上高		販売費・ 一般管理費		特定引当金 ⁹⁾		退職手当引 金当		減価償 却率	同産業 償却率 ¹⁰⁾
37/10~38/3	100,813	100	6,633	100	1,591	100	9,329	100	10.77%	%
38/4 ~38/9	113,235	112.3	7,232	109.0	2,002	125.8	10,186	109.2	11.97	
38/10~39/3	130,106	129.1	7,967	120.1	3,446	216.6	10,089	108.1	11.27	11.67
39/4 ~39/9	142,227	141.1	8,901	134.2	4,944	310.8	10,999	117.9	11.97	12.24
39/10~40/3	147,138	146.0	9,141	137.8	4,570	287.3	11,123	119.2	12.02	12.11
40/4 ~40/9	146,434	145.3	9,311	140.4	4,141	260.3	12,222	131.0	11.16	11.56

「有価証券報告書総覧」No. 11-1, 1963.9より1965.9までから作成。
金額欄の右の数字は指数を示す。以下同じ。

- 9) 八幡製鉄の特定引当金の項目は次のとおりである。貸倒引当金、特別修繕引当金、特別償却引当金、置換資産特定引当金。
- 10) 鉄鋼業における同産業償却率は、三菱経済研究所、「企業経営の分析」より採った。企業数は44社から50社で、その平均である。但し、この算出基準となった各企業の減価償却率は、私が「有価証券報告書総覧」から直接計算した数字と若干ちがいががあるので、絶対値による厳密な比較はできない。同じ基準で計算した八幡の償却率は12.09、11.96、12.02、11.16、の各パーセントである。

ていることであり、引当金の合計額は売上高の増加よりも大きく増加していることは、八幡が業績を悪化せしめているといわれるだけに注目しなければならない。経費の額の増大も売上高の増加を少しばかり下廻るとはいえ、大きく増えており、経費の増加も着実に認められる。したがって、八幡においては特に引当金の増大傾向が顕著に認められると共に、減価償却率の増加傾向、経費の膨張傾向も認めることができ、最初に指摘した業績悪化と業界の過当競争を考慮に入れば、やはり利益の過少表示傾向が十分に認められるというべきであろう。

第7表により住友金属工業の分析に移ろう。

減価償却率は、昭和39年以降が高水準であることを示すと共に、同産業償却率を上廻っていることに注目したい。また、引当金は、固定引当金が売上高の増加以上に伸びてはいないが、着実な増大を示し、価格変動準備金を含めて引当金の合計の増加は売上高の増加を上廻っている。経費は売上高とほぼ比例して増加しているが、この中には、固定費的な内容を含むことを考慮に入れると相対的に膨張傾向ありとみてよいのではないだろうか。したがって、住友における特徴は、減価償却率の増大と同産業内での高水準、および引当金の増大傾向が顕著であり、経費についても膨張傾向を認めることは可能である。八幡の

第7表 住友金属

単位：1,000千円

事業年度	売上高		販売費・ 一般管理費		固定引当金 ¹⁰⁾		価格変動準備金	減価償却率	同業 ¹¹⁾ 償却率	
37/10~38/3	46,782	100	5,507	100	3,428	100	300	10.93%	%	
38/4 ~38/9	54,193	115.8	5,894	107.0	3,556	103.7	500	166.7	11.38	
38/10~39/3	67,441	144.2	7,419	134.7	3,903	113.9	1,000	333.3	10.85	11.67
39/4 ~39/9	79,339	169.6	8,546	155.2	4,455	130.0	1,300	433.3	12.42	12.24
39/10~40/3	81,847	175.0	9,132	165.8	4,562	133.1	1,800	600.0	12.39	12.11
40/4 ~40/9	85,623	183.0	10,100	183.4	5,515	160.9	1,800	600.0	12.10	11.56

「有価証券報告書総覧」No. 11-5, 1993.9より1965.9までから作成。

11) 注10) 参照。なお、同じ計算基準では住友金属工業の償却率は、10.67, 12.19, 12.16, 11.86, の各パーセントを示している。

12) この内容は、特別修繕引当金、退職給与引当金、海外市場開拓引当金よりなっている。

分析で述べたとおり、鉄鋼業の過当競争を考慮に入れると、住友金属の資本蓄積が利益の過少表示という会計制度を活用して行われていることが理解できよう。

第8表は関西電力の資料である。減価償却率は増加傾向を明瞭に示し、また同産業における償却率よりも高い水準を示している。退職給与引当金の増加傾向は著しく、収益（売上高）の30%以上を占める巨額の設定である。引当金の項目の減少は「渫水準備引当金」の取り崩しによるものである。経費は比較的に安定しており、利益処分項目のこの期間における増大傾向は認められない。したがって、減価償却率の顕著な増大傾向と同産業内での高水準、および金額的にも巨額を占める退職給与引当金の増大傾向などから、渫水準備引当金の取り崩しにより利益の過大表示傾向を内包しながら、他の会計制度の活用により、それ以上の蓄積を行い、その結果として利益の過少表示をもたらしめているというべきであろう。

第8表 関 西 電 力

単位：1,000千円

事業年度	電 気 事 業 営 業 収 益	一般管理費	引 当 金 ¹³⁾	退職給与引 当 金	減価償 却 率	同 産 業 ¹⁴⁾ 償 却 率				
38年 上	68,281	100	7,390	100	4,533	100	20,837	100	7.89%	%
下	77,595	113.6	7,494	101.4	1,228	27.1	23,527	112.9	8.04	6.09
39年 上	78,033	114.3	7,195	97.4	203	4.5	26,233	125.9	8.36	6.68
下	85,223	124.8	7,034	95.2	306	6.7	28,447	136.5	8.39	7.30
40年 上	87,306	127.9	7,666	103.7	601	13.2	31,079	149.2	8.61	7.32

「有価証券報告書総覧」No. 26-3, 1963.9より1965.9までから作成。

第9表はトヨタ自動車の資料である。減価償却率の30%台という高率の維持と同産業の償却率にくらべての高水準が認められるであろう。特定引当金の増大傾向は抜群のおどろくべき数字を示し、金額的にも売上高の10%以上を昭和39年以降は占めるに至った。退職給与引当金の増大も売上高の増加を上廻っている。経費の増加も著しい。競争の激化があるとはいえ、かかる経費の増

13) この内容は、渫水準備引当金、価格変動準備引当金、自家保険引当金である。

14) 電力9社の平均的償却率を示すものである。これと同じ計算方法での関西電力の償却率は、7.89, 8.31, 8.35, 8.56, の各パーセントを示している。三菱経済研究所「企業経営の分析」。

大傾向は、利益処分項目の算入が十分に考えられる事態であることを示している。したがって、トヨタ自動車においては、利益の過少表示の方法が全部顕著に示されているといえるであろう。

第9表 トヨタ自動車

単位：1,000千円

事業年度	売上高		販売費・ 一般管理費		特 引 当 金 ¹⁵⁾		退職給与引 当金		減価償 却率	同 業 償 却 率 ¹⁶⁾
37/12~38/5	87,238	100	4,040	100	1,179	100	1,829	100	33.94%	%
38/6 ~38/11	92,978	106.6	5,244	129.8	4,919	417.1	2,167	118.5	23.94	24.49
38/12~39/5	108,754	124.7	6,423	159.0	8,603	729.4	2,466	134.9	34.05	30.22
39/6 ~39/11	111,252	127.5	5,080	125.8	12,324	1044.9	2,543	139.1	34.56	28.49
39/12~40/5	123,553	141.6	6,941	171.8	13,680	1159.9	2,887	157.9	31.87	27.04
40/6 ~40/11	123,968	142.1	8,884	219.9	13,988	1185.9	2,969	162.4	30.02	

「有価証券報告書総覧」No. 16-21, 1963.11より1965.11までから作成。

第10表は日立製作所の資料である。減価償却率は傾向としては増大していることが読みとれる。同産業償却率との比較は、注18) で示したように、同じ計

第10表 日立製作所

単位：1,000千円

事業年度	売上高		販売費・ 一般管理費		引 当 金 ¹⁷⁾		退職金引当金		減価償 却率	同 業 償 却 率 ¹⁸⁾
38/4 ~38/9	139,753	100	7,049	100	7,843	100	4,282	100	13.61%	%
38/10~39/3	148,001	105.9	7,297	103.5	10,047	128.1	4,436	103.6	12.50	13.77
39/4 ~39/9	153,614	109.9	8,183	116.1	9,860	125.7	4,636	108.3	14.71	15.78
39/10~40/3	151,900	108.7	8,257	117.1	9,425	120.2	4,794	112.0	15.35	15.87
40/4 ~40/9	145,799	104.3	8,239	116.9	9,354	119.3	5,025	117.4	15.00	15.66

「有価証券報告書総覧」No. 15-1, 1963.9より1965.9までから作成。

- 15) この項目は、価格変動準備金、海外市場開拓準備金、海外投資損失準備金、修繕引当金、特別償却引当金、貸倒引当金である。
- 16) この数字は、自動車大手5社（日産、トヨタ、いすゞ、日野、プリンス）の平均である。これと同じ計算方法によるトヨタ自動車の償却率は23.94、34.04、34.56、31.87、の各パーセントを示している。これは「有価証券報告書」による計算結果とほぼ一致している。三菱経済研究所「企業経営の分析」。
- 17) この項目は貸倒準備金、価格変動準備金、補償引当金、輸出振興引当金、納税準備金、研究開発引当金である。
- 18) 発送配電及び産業用電機の業界の13-14社の平均数字である。同じ計算方法で日立の償却率を出すと、14.11、16.78、17.30、16.93、の各パーセントを示している。三菱経済研究所「企業経営の分析」。

算方法による結果と比較してみると日立の高水準であることが理解されるであろう。引当金の設定額は、売上高とくらべるとその増大傾向が認められる。経費の増加傾向も売上高に比較して大きい。したがって、減価償却の増率と高水準、引当金と経費の増大が、日立のばあいにも認められるという結果がでてくるのである。

以上にみてきた個別企業の公表資料分析の結果は、多少の差異はあるとしても一般的に次のような結論を生みだすであろう。すなわち、独占体の拠点企業は会計制度的粉飾性——利益の過少表示——を十分に活用している。しかも、すでに述べたとおり、ここでの分析資料は個別企業の公表資料という限界のついたものにおいて、このような結論を出しえたのである。個々の企業における金利負担は一般に増加しており、銀行へ独占利潤の一部が移されていく傾向は強まっている¹⁹⁾。その他同一独占体の内部での利益の企業間振替などがさまざまな方法で実施されていることを考慮すれば、総体としての独占体の制度的粉飾性の活用はここでみた個別企業の公表資料にあらわれている内容より、はるかに大きくまた組織的に活用されているとみるべきであろう。

VI

本稿における問題意識は、現段階で問題とされている粉飾決算は利益の過大計上を内容とする恣意的粉飾で、それは「合理化」や支配系列強化という具体的なねらいをもって独占体が意識的に運用しており、その反面、独占体は利益の過少計上を内容とする合法的・制度的粉飾を最大限に利用し、内部蓄積に努めている。したがって、一般に問題とされないこの後者の粉飾こそ、われわれ

19) 対象企業の支払利息・割引料の増加傾向は次に示すとおりである。
支払利息割引料の計上額と指数 単位：1,000円

	八 幡	住 金	関 電	トヨタ	日 立
38上	7,131,429	2,989,897	6,632,589	822,847	5,928,767
38上	100	100	100	100	100
下	110.3	108.2	113.9	111.0	101.3
39上	125.0	126.6	119.2	119.7	122.9
下	133.7	132.5	120.6	128.0	134.1
40上	133.4	143.8	124.2	142.4	129.1
下	131.2	148.3		149.5	

「有価証券報告書総覧」より作成。

の問題としなければならない内容であろうということであった。そこで、まず手はじめに、独占企業の公表資料により、かかる制度的粉飾性としての利益の過少計上がいかに活用されているかの分析がこの小稿の課題であった。

すでに述べてきたところから、個別企業の公表資料、少なくとも対象とした5社の公表資料においては、前述の課題は達成されたものとみてよいであろう。そしてこの5社は、独占体を代表する拠点企業であることは説明の必要もあるまい。したがって、独占体は、彼等の拠点企業を中心としながら、制度的粉飾性——利益の過少表示——を十分に活用しているとみることが、公表資料の枠内において実証しえたといえる。

しかも、実体としての独占体の内部蓄積の強化は、無数の法人企業による独占体内での内部取引により隠蔽されており、また分配されており、個別企業の公表資料を1つぐらい分析しても、独占の分析のごく一部分でしかないことは、とくに重要な点として確認しておかなければならない。したがって、われわれは、独占体が会計制度上の粉飾性をもっと多面的に活用していることを念頭において、個別企業の公表資料の分析結果を位置づける必要があるのである。

しかもここで重要なことは、現段階における粉飾決算問題は、単にそれが第1の概念としての恣意的粉飾——利益の過大計上——の形態か、第2の概念としての制度的粉飾——利益の過少計上——の形態か、いずれが主要であるかといったことではない。自由化と過剰生産という戦後最大の危機のなかで、独占体は会計問題としてのいわゆる粉飾決算問題をも、「合理化」と支配強化の道具として利用し——それは非独占企業が行う利益の過大計上という粉飾決算の意識的暴露により、それらの弱体資本の支配や「合理化」が遂行される——、他面、独占体自らは、企業会計制度や商法・税法による内部留保強化の制度的粉飾性を活用し、利益の過少計上という形の粉飾決算を合法的に実施しようという、かかる粉飾決算の形態上の正反対の内容が、ともに独占体によって有効に使われながら、独占体の危機克服の手段として活用されているところに、現段階の粉飾決算の基本的性格があるというべきであろう。